

旅券等輸送業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、旅券及び旅券関係書類（以下「旅券等」という。）の輸送業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、宮崎パスポートセンターと各出先機関旅券窓口との間の旅券等（以下「警送品」という。）の輸送並びにこれに関連する金庫保管等の業務（以下「警送業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、警送業務の実施に当たっては、この契約書及び別記業務仕様書に記載された内容を遵守した上で、警送品の安全に細心の注意を払い、責任と誠意をもって円滑、確実に実施するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 警送業務に係る委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金	円
消費税及び地方消費税額	金	円
合計	金	円（月額金 円）

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除する。）

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（警送区間及び警送期間）

第5条 宮崎パスポートセンターと各出先機関の警送区間及び警送期間は別紙のとおりとする。

（旅券等の受渡し時刻）

第6条 旅券等の受渡し時刻は、次のとおりとする。

（1）宮崎パスポートセンター

甲から乙への受渡し 午後〇時

乙から甲への受渡し 午前〇時

（2）各出先機関旅券窓口

甲から乙及び乙から甲への受渡し 午後〇時

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他の必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(請負責任の範囲)

第10条 甲が乙に委託する請負責任の範囲は、甲の指定する場所において、乙が甲若しくは甲の指定する者から警送品を受け取って、受領印を押捺したときから、甲の指定する場所において、甲若しくは甲の指定する者に警送品を引き渡して、受領印を受けたときまでとする。

(警送品の警送)

第11条 警送は、乙の保有する警備輸送車（以下「警送車」という。）によるものとする。

2 前項の警送車は、無線装置等の防犯に必要な特殊架装を施した専用車両とする。

(警備従事者)

第12条 乙は、警送業務を行うために、警送従事者として責任感厚く誠実な者を選任し、警送業務についての教育を行った上で任務に当たるものとする。

2 警送従事者は、乙の社員（以下「警送員」という。）とし、常に身分証明書を携帯させるものとする。

(警送品の受渡し)

第13条 甲が乙に警送を委託する警送品は、甲の指定する容器に収納し、甲若しくは甲の指定する者が施錠を施すものとする。

2 乙が、甲若しくは甲の指定する者から警送品を受領するときは、甲若しくは甲の指定する者の立ち会いのもと容器の施錠並びに外装異常の有無を点検し、数量を確認した上で受領し、所定の受領書に乙の受領印を捺印するものとする。

3 乙が、甲若しくは甲の指定する者に警送品を引き渡すときは、甲若しくは甲の指定する者の立ち会いのもと容器の施錠並びに外装異常の有無を点検し、数量を確認した上で引き渡し、所定の受領書に甲の指定する受領印を受けるものとする。

(警送品の金庫保管及びこれに付帯する業務)

第14条 乙は、甲の指示により警送品の金庫保管及びこれに付帯する業務を行う場合は、乙の金庫又は金庫室に保管するものとする。

2 その他業務の詳細については、別に定めるものとする。

(事故発生連絡)

第15条 甲及び乙は、警送業務に当たり、事故の生じる恐れのあること、又は事故が生じたことを知ったときは、直ちに互いにその旨を連絡するとともに、乙は、甲の指示に従い、適切な処置を取らなければならない。

(損害賠償責任)

第16条 乙は、警送業務中に、警送品に事故が生じ甲に損害を与えたときは、次の各号に該当する場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

- (1) 甲若しくは甲の指定する者が容器の施錠、施錠封印、結束封印並びに外装異常のないことを確認して、乙から警送品の引渡しを受けたとき。
- (2) 天災地変、戦争、暴動、政治的又は社会的騒乱、その他類似の不可抗力による損害。
- (3) 法令又は公権の発動による業務の差し止め、開装、没収、留置、第三者への引渡し。
- (4) 交通の渋滞又は停滞による遅延損害。

(損害賠償限度額)

第17条 乙が甲に賠償する金額は、警送便及び金庫保管については、1車両1億円を限度とする。

(損害額の証明)

第18条 甲は、前条により乙に対して損害の賠償を請求するときは、その損害額を証明する資料を乙に提出するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第19条 甲は、乙に対して第3条に定める委託料等を支払うものとする。ただし、公共料金の改定、経済事情の変動及びその他取り決め事項の変更などにより運賃・料金の改定を認めたときは、甲、乙協議の上、改定できるものとする。

- 2 前項の委託料等は毎月払いとし、乙は、翌月の10日までに前月分の実績に係る運賃・料金の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による適正な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等の月額を支払うものとする。
- 4 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(機密保持と防犯)

第20条 乙は警送業務に関し知り得た甲の業務内容及び個人情報等を他に漏らさぬよう特に注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いに当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲及び乙は、警送業務が社会的責任の一端を担うものであることを認識し、防犯の措置について相互に協力するものとする。

(苦情受付)

第21条 警送業務に関わる乙への苦情については次の苦情受付窓口において受け付けるものとする。

部署名 ○○会社○○支店

住所 ○○市○丁目○番○号

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(4) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、本契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 甲又は乙は、相手方が、次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要せずに契約期間中といえども直ちに本契約を解除し、損害賠償を請求することができるものとする。

(1) 本契約書の事項に違反する行為、相手方の顧客に対する信用を失墜する行為等、信義則に反する行為があったとき。

(2) その帰すべき事由（使用人の労働争議も含む）により本契約書の履行が不可能となったと甲又は乙が判断したとき。

(3) 相手方又は第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、破産、民事再生若しくは会社更生の申し立て又は私的整理がなされたとき。

5 前項の場合に、甲と乙は、当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手に対する残債務全額を支払わなければならない。

(費用の負担)

第23条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第24条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年9月 日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 河野 俊嗣

乙 ○○市○○町○○番地

○○○

代表者 職 氏名

警送区間及び警送期間

宮崎パスポートセンターと下記との区間及び期間とする。

	受渡し場所	期 間
1	都城県税・総務事務所 総務商工センター旅券窓口	令和８年１０月１日から 令和１１年９月３０日まで
2	延岡県税・総務事務所 総務商工センター旅券窓口	
3	日南県税・総務事務所 総務商工センター旅券窓口	
4	小林県税・総務事務所 総務事務センター旅券窓口	
5	高鍋県税・総務事務所 総務事務センター旅券窓口	
6	日向県税・総務事務所 総務事務センター旅券窓口	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第 10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。